電気通信大学研究戦略推進室規程

制定 平成29年1月25日規程第60号 最終改正 令和3年9月13日規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学研究戦略推進室(以下「推進室」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、電気通信大学(以下「本学」という。)の研究戦略に基づき、研究力強 化に資する調査、企画、研究者への支援等の研究マネジメントに関する業務を行う。 (組織)

- 第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 学長が必要と認めるときは、推進室に副室長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、推進室の運営に必要な職員 を置くことができる。

(室長)

- 第4条 室長は、学長をもって充てる。
- 2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

- 第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学理事又は職員のうちから、学長が 指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

- 第6条 室員は、研究教育マネジメント職員をもって充てる。
- 2 室員は、推進室において、第2条に掲げる業務を担うものとする。
- 3 室員が前項の職務を遂行するに当たっては、関連組織において兼務するなど、連携・協 働体制を確保するための適切な措置を講じるものとする。
- 4 室員の日常的業務遂行を統括するため、室長が必要と認めるときは、室員のうちから統 括URAを指名することができる。

(任期)

- 第7条 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、学長の任期の末日以前でなければならない。

(URAアドバイザリーボード)

第8条 学長が必要と認めるときは、室員に助言・指導を行うURAアドバイザリーボード (以下「アドバイザリーボード」という。)を置くことができる。 2 アドバイザリーボードの構成員は、学長が指名する。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、学術国際部研究推進課が総括し、事項に応じて関係課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以降最初に任命される副室長の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日規程第41号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月10日規程第8号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日規程第32号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日規程第19号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。